

## 平成30年度地域包括ケアシステム推進会議の運営について(案)

## 1 基本的な進め方

平成30年度においては、より具体的な検討を行っていくため、引き続き4つの専門部会の体制とし、前年度の協議状況を踏まえた検討を継続する。

(参考) 前年度までの経過

- 平成27年度は、各委員の団体の現状・課題を共有し合うこと、地域包括ケアシステムの内容を認識し合うことを中心に、全体会を年6回開催
- 平成28年度は、4つの専門部会を設置し、国が平成30年4月（一部29年4月）から全国の市町村に実施を求めている各種取組について、本市に即した取組みとするための検討を実施
- 平成29年度は、以下の見直しを行い、引き続き4つの専門部会を中心に検討
  - ・区長連絡協議会の追加
  - ・生活支援体制整備部会及び介護予防部会の開催回数を増

## 2 各会での検討・取組事項

共通事項：個別地域ケア会議から抽出された地域課題への対応策検討・協議  
南相馬市高齢者総合計画の進捗状況の確認及び推進

名称	主な検討・取組事項
全体会	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆包括ケア全般の方針（専門部会の統括）</li> <li>◆医療・介護・福祉等機関のネットワーク構築の推進</li> <li>◆認知症支援初期集中支援事業（チーム）の取組検討、活動への助言</li> </ul>
生活支援体制整備部会 （第1層協議体）	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆生活支援にかかる協議体の設置・地域支え合い推進員の配置</li> <li>◆地区老人クラブ及び福祉委員会でのワークショップの開催</li> <li>◆地域住民による助け合い制度の枠組み構築</li> <li>◆権利擁護の推進</li> </ul>
医療と介護の連携部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「病院とケアマネ間の退院調整ルール」運用開始後の検証</li> <li>◆その他連携強化の方策の検討（多職種勉強会等）</li> <li>◆包括ケアにかかる薬局の活用</li> </ul>
介護予防部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆介護予防・日常生活支援総合事業（通所型）の検討</li> <li>◆介護予防の市民への普及啓発</li> <li>◆地域づくりによる介護予防事業推進</li> </ul>
認知症支援部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆認知症の市民への普及啓発</li> <li>◆認知症地域支援推進員等の取組（ケアパス等）</li> <li>◆認知症の人の見守り支援体制</li> </ul>

### 3 専門部会の構成について

専門部会の構成については、下図のとおり、各部会に関連する構成団体の委員を充てるものとする。

※ 各委員の負担軽減及び予算上の関係から、原則、1委員1部会の所属とさせていただきます。(ただし各部会とも傍聴は可能)

※ 部会での検討テーマに応じて、予算の範囲内で、構成委員以外の関係者を参加可能とする。

名称	構成団体
生活支援体制整備部会 (第1層協議体)	相馬人権擁護委員協議会、南相馬市社会福祉協議会、南相馬市民生児童委員連絡協議会、南相馬市区長連絡協議会、南相馬市老人クラブ連合会、南相馬市シルバー人材センター、 <u>地区福祉委員会</u> 、地域包括支援センター
医療と介護の連携部会	原町方部介護支援専門員連絡協議会、相馬郡医師会南相馬支部、福島県看護協会相双支部、南相馬市薬剤師会、介護サービス施設・事業所、各医療機関地域連携担当、地域包括支援センター
介護予防部会	福島県理学療法士会相双支部、福島県作業療法士会相双支部、福島県言語聴覚士会相双地区、相馬歯科医師会、地域包括支援センター
認知症支援部会	認知症の人と家族の会福島県支部相双地区会、認知症キャラバン・メイト認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム員、地域包括支援センター

### 4 推進会議及び部会の年間スケジュール

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
包括ケア推進会議(全体会)				●						●			
部会	生活支援体制整備部会			●	●		●	●		●		●	
	医療と介護の連携部会				●				●			●	
	介護予防部会				●		●		●		●		●
	認知症支援部会			●	●			●			●		●
<b>【参考】他関係会議</b>													
地域包括支援センター運営協議会			●							●			
高齢者・虐待ネットワーク会議					●					●			